

## 令和3年度税制改正大綱等を踏まえた定型約款の変更について

---

令和3年3月5日  
神奈川つくい農業協同組合

当組合では、令和2年12月に閣議決定された令和3年度税制改正大綱等を踏まえ、令和3年4月1日より定型約款の一部を変更いたします。

なお、かかる税制改正関連法案は国会にて審議された後に、例年であれば令和3年3月下旬に法案が成立し、令和3年4月1日に施行されることとなります。法案成立から施行までに時間がないことから、閣議案どおり変更されることを前提に定型約款の変更を通知いたしますが、今後改正内容が変更された場合は当組合ホームページにて改めて通知いたします。